

第23回期 第4回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成29年10月17日(火) 午後1時30分から午後2時05分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員10人)

会	長	10番	生田目源一
委	員	1番	會田 陽子
	同	2番	酒井 秀忠
	同	3番	鈴木 政吉
	同	4番	小針 賢一
	同	5番	会田 嘉治
	同	6番	佐川 健二
	同	7番	角田 一志
	同	8番	八旗 正紀

推	進	委	員(浅川・滝輪)	石塚 隆晴
	同		(里白石・福貴作)	小宅 正一
	同		(同)	我妻 秀雄
	同		(簗輪・袖山)	関根 榮治
	同		(中根松)	江田 利光
	同		(大草)	佐川 光一
	同		(染)	川音 光平
	同		(小貫・太田輪)	八木沼 進
	同		(山白石)	佐藤 博
	同		(同)	圓谷 広行

4 欠席委員(委員1人・推進委員1人)

会長職務代理者 9番 大河内一二

推進委員(東大畑・畑田) 小室 勝弘

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第4回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。第4回の農業委員会総会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。特に今日は、今までの雨模様と違って久しぶりの天候に恵まれて、農家を営んでいる方は何かと気が揉める一日になるのかと、このように心配しております。ただ、稲刈りの方も大体になったような気もするのですが、歩いてみるとまだ一部分稲が残っておりますし、倒伏がかなり目立っております。今日のお昼の天気予報を見ますと、台風21号が今週から来週いっぱいくらいまで影響するようなことを言うておりましたので、めばえ等大変心配しております。ただそんな中で、農作業を無事に終わらせる、事故の無いように心がけていただきたいと思います。先日、うちの方の地区だったのですが、トラクターでコンバインを搬送中に、どんな状況になったか本人も分からないというのですが、前輪が持ち上がってしまい約10メートル下に後ろから落ちてしまいました。ただキャビンのトラクターだったものですから、本人はちょっと打撲したくらいで次の日からはぴんぴんとして仕事をしておりましたが、コンバインの方は大破いたしました。このよう事故も、ただ運が良かったのかなと思っております。稲刈りも終盤に入っておりますので、皆さんと共に声をかけて事故防止に努めていきたいと思っております。</p> <p>また、前回の作況調査の結果が今日の資料の中に入っておりますが、昨年と比べますと平坦部で30キロ、中山間地に入ると60キロくらいの取れ落ちがあるのではないかと報告がございます。あとで事務局の方から詳しく説明があると思っておりますので、ご確認のほどよろしく願います。</p> <p>また、11月14日に県下農業委員会の大会がございますので、皆さん万障繰り合わせのほどよろしく願います。その帰りには、お昼を食べながら皆さんと懇親を深めたいと思っております。</p> <p>今日の議案は2件ですので、慎重審議をお願いいたします。以上です、 本日の農業委員の出席は10名中9名です。大河内一二職務代理より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第4回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中10名です。小室勝弘委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、7番、角田一志委員、8番、八旗正紀委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷</p>

<p>事務局長</p>	<p>主査を指名いたします。</p> <p>日程第3、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第5号、農地法第3条①について、簗輪・袖山地区推進委員、関根榮治委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>関根委員</p>	<p>はい。簗輪・袖山地区担当推進委員の関根です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第5号、農地法第3条①についての調査結果の報告、および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、簗輪、■■■■さん。譲受人、簗輪、■■■■さん。12日午後6時より、地区副担当の小針委員および譲渡人、譲受人立会いの下、聞き取り調査をしてまいりました。■■■■さんと■■■■さんは親子でありまして、申請の事由は、申請地を■■■■さんに贈与し名義変更するためということです。近々、セブンイレブンの敷地として転用する予定があり、父の■■■■さんは農業者年金を受給されていることから、制度上、■■■■さんの名義のまま転用することができないということで申請がなされたということです。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であると思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、では補足説明です。</p> <p>今回の申請の譲受人と譲渡人の関係は親子であります。父、■■■■さんは農業者年金の経営移譲年金を受給されており、その受給を受けるため平成12年に息子の■■■■さんに経営移譲をしております。そのため、本申請地は農業者年金制度上、特定処分対象農地という形になっており、転用や所有権移転などの制限がかかっている状態になっているわけですが、近々店舗敷地として転用される一部に含まれる予定となったため、■■■■さん名義のまま転用となると制度上、経営移譲年金が支給停止になってしまうということで、まずは■■■■さんへ贈与をするため申請がなされたものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、本申請は親子間での贈与であり、同一世帯となっておりますので、世帯としての耕作面積等に変化はないことなどから、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないものと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第5号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第5号、農地法第3条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号、農地法第3条①は許可決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号、農地法第3条②について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告および意見を求めます。</p>
佐川委員	<p>はい、大草地区担当推進委員の佐川光一です。よろしくお願いします。</p> <p>議案第5号、農地法第3条②の規定による許可申請に対する意見決定について、10月11日午後、佐川健二委員と調査いたしましたので、結果報告いたします。</p> <p>譲渡人、大草字■■■■番地の■■、■■■■さん。譲受人、大草字■■■■番地の■■、■■■■さん。以下記載のとおりです。■■■■さんと■■■■さんの自宅は、約400メートル離れた位置にあります。申請の事由は、■■■■さんは高齢のため入退院を繰り返し、現在は埼玉県川口市に住む息子さんのところで生活しており、現在の状況では農地の管理が難しいことから、申請地近くに自宅のある■■■■さんに土地を引き渡し、管理してもらいたいということでした。■■■■さんは鉄工所を経営しており、田んぼもたくさん作っており、農業は家族4人で経営しているということでした。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで、何ら問題なく許可相当であるとみてきましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、補足説明です。</p> <p>譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さん共に住所は大草となります。お二人の関係ですが、以前から本申請地とは別になりますが、畑の賃貸借があったようです。■■■■さんは、現在大草にはおらず、農地の処分を以前から考えており、今回の申請地は■■■■さんが長年、耕作されていたようですが、今回、■■■■さんから農地を返す旨の申し出があったということで、■■■■さんとの間で売買の話がまとまり、申請が行われたということでございます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、■■■■さんの経営状況および従事状況、さらには本議案の取得面積後の経営面積が2万3,165㎡となることなどから、いずれにも該当しないものと思われま。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第5号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p>

	<p>議案第5号、農地法第3条②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号、農地法第3条②は許可決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第6号、農地法第5条①について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告および意見を求めます。</p>
佐川委員	<p>はい、引き続き推進委員の佐川です。よろしく願いいたします。</p> <p>議案第6号、農地法第5条①の規定による許可申請に対する意見決定について、10月12日午後、現場において、■■■■さん本人、■■■■さんの妻立会いの下、佐川健二委員と聞き取り調査しましたので結果報告いたします。</p> <p>申請人、■■■■さんは既存住宅の老朽化に伴い、親戚関係でもあります土地所有者、大草字■■■■、■■■■さんの土地を譲受し農家住宅を新築したいとのことでした。■■■■さんは、許可が下り次第工事に着工したいとのことでした。</p> <p>調査項目であります、一般基準の申請目的実現性の確実性に関する項目、および周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、農地転用基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しました。第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請者は現居住地と環境の変化がないことを理由に申請地を選定しており、適当であると思われま。</p> <p>次に、立地基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり金融機関からの融資に係る書類も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しない</p>

	<p>ことになっていますが、平成30年5月末までに工事完了予定であり該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法に係る建築確認申請についても問題ない見込であり該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、宅地までの進入路として使用する土地は旧居住地であり自己所有地であるため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、農家住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、農家住宅建設が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、本申請地は山林と宅地および町道に囲まれ、周囲に農地の拡がりはないこと、また用排水施設については、汚水は合併浄化槽による処理、雨水は既設側溝に放流する措置を講ずる計画であり、いずれも問題ないものと思われま</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第6号、農地法第5条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第6号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第6号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>無いようですので、事務局の方からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。</p> <p>まず、次回の総会です。11月16日木曜日、午後1時30分を予定しております。総会終了後、農業会議ほか県中農林、県関係、中間管理機構等の関係団体との連携会議を引き続き開催する予定にしております。</p> <p>それから、先月実施しました稲作作況調査の結果を、このような表に取りまとめておきました。9月15日時点の当時の判断としてはこのようなことで、約30キロに満たないですが、総平均とすればマイナス27キロ程度減収というよう</p>

	<p>な集計上の数字になっております。</p> <p>それから、次回総会は11月16日ですが、その前に案内のとおり11月14日に福島県下農業委員会大会が開催されます。なお確認ですが、午前7時40分に旧専売公社跡地に集合をお願いいたします。服装は、ネクタイ着用をお願いいたします。クールビズ期間が10月まででしたので、次回以降の総会からはネクタイ着用をお願いしたいと思います。先ほどの県下農業委員会大会に関してですが、本日配布している資料1から資料3まであります。写しと入っているものをご覧いただきたいのですが、補足書類としての資料1については、今回の大会にあたり事前に意見のあったところの農業委員会等に対し、訂正や加筆して大会に挑みますというような対応の考え方になります。資料2が、これを受けて大会の議案となるものです。この資料送付の鏡文の中ほどに記載ありますが、資料3の6ページから8ページに、この農業委員会大会の動議ということの取り扱いについての記載があります。6ページの下の方に太字で書いてありますが、動議の取り扱いについては提出期限が、11月1日午後5時までに大会主催者である福島県農業会議必着となっておりますので、この辺についてご理解いただきたいと思います。11月14日の出欠については、最終確認を今日行いたいと思いますので、欠席の方は事務局までお知らせいただきたいと思います。</p> <p>それから先ほども言いましたが、中間管理事業関係のパンフレットとのおねんの冊子が配布されております。</p> <p>それから、農地パトロールで使用しました航空写真と調査票についてですが、今後写真については各自お持ちいただいて結構なのですが、所有者の情報も欲しいという相談がありましたので、これにつきましては借用書を提出していただければお貸しするという取り扱いにしたいと思いますので、今後農業関係を推進するうえで必要な場合につきましては、是非この調査票を利用していただいて、農業の推進を図っていただきたいと思います。以上でございます。</p>
会 長	はい。事務局の方から確認、説明等がございましたが、全般に渡り何かありませんか。
8 番	はい。
会 長	はい、八旗委員。
8 番	所有者情報が分かる調査票は借用書を書けば良いということですが、その借用書はできているのですか。こちらで用意すれば良いのですか。
事務局長	はい、こちらで用意をしておきました。
8 番	はい、分かりました。
会 長	<p>その他ありませんか。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして第4回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)